

鳥取県選挙管理委員会告示第2号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めたので、告示する。

平成23年鳥取県選挙管理委員会告示第59号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等について）は、廃止する。

平成25年1月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

テレビジョン放送

山陰中央テレビジョン放送株式会社 1回

日本海テレビジョン放送株式会社 1回